

第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、第五次長野市地域福祉計画を策定するに当たり、地域福祉の推進に係る専門的知識及び意見を反映させるため、第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(任務)

第2 作業部会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市内の福祉に係る課題に関すること。
- (2) 第五次長野市地域福祉計画の素案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 作業部会は、部会員45人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 本市の地域福祉の推進に関心のある者
- (2) 市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5 作業部会に部会長1人及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7 作業部会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会に幹事及び副幹事各1人を置き、分科会に属する者の互選によりこれを定める。

3 幹事は、分科会の事務を掌理し、分科会を代表する。

4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

5 分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8 作業部会に分科会を置くときは、作業部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。

3 幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。

(庶務)

第9 作業部会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年5月21日告示第 334号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第五次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会

NO	選出区分	役職等	氏 名
1	第一地区		
2	第二地区		
3	第三地区		
4	第四地区		
5	第五地区		
6	芹田地区		
7	古牧地区		
8	三輪地区		
9	吉田地区		
10	古里地区		
11	柳原地区		
12	浅川地区		
13	大豆島地区		
14	朝陽地区		
15	住民自治協議会	若槻地区	
16		長沼地区	
17		安茂里地区	
18		小田切地区	
19		芋井地区	
20		篠ノ井地区	
21		松代地区	
22		若穂地区	
23		川中島地区	
24		更北地区	
25		七二会地区	
26		信更地区	
27		豊野地区	
28		戸隠地区	
29		鬼無里地区	
30		大岡地区	
31		信州新町地区	
32		中条地区	
33	NPO		
34	社会福祉法人		
35	介護サービス事業者		
36	介護保険施設		
37	地域包括支援センター		
38	障害ふくしネット		
39	障害ふくしネット		
40	生活困窮者支援		
41	災害対応		
42	児童福祉関係者		
43	教育関係者		